

## 船舶事故調査報告書

平成28年5月12日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成27年8月2日 02時09分ごろ
発生場所	福岡県福岡市玄界島北東方沖 玄界島灯台から真方位036° 580m付近 （概位 北緯33° 41.8′ 東経130° 14.3′）
事故の概要	遊漁船半遊半漁 <sup>はんゆうはんぎよ</sup> は、南南東進中、定置網に進入した。 半遊半漁は、船体に損傷を生じなかったが、定置網は、ロープ及び網に切損を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 半遊半漁、3.97トン 290-61809福岡、個人所有 9.95m (Lr) × 2.40m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、136kW、昭和57年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年11月22日 免許証交付日 平成22年12月17日 （平成27年12月16日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 定置網 ロープ及び網に切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏 月正中時刻：01時29分ごろ、高度 46°、月齢 16.6
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、遊漁客2人を乗せ、玄界島北方沖の釣り場で遊漁を終え、平成27年8月2日01時45分ごろ、係留地の福岡市博多漁港の福岡船溜まり <sup>ふかおか</sup> に向けて帰途についた。 船長は、操舵室で立って操船に当たり、レーダーを0.75海里レンジ及びヘッドアップで、GPSプロッターをノースアップで約6海

	<p>里の範囲で映るように設定し、玄界島北東方沖を約17.5ノットの対地速力で手動操舵により南南東進していたところ、02時09分ごろ、突然船体が停止した。</p> <p>船長は、プロペラが見えるのぞき窓から確認したところ、プロペラにロープが絡んでいることが分かり、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長は、遊漁客から周囲に浮き球があると聞き、玄界島北東方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に進入したことを知った。</p> <p>本船は、本件定置網所有者等によってプロペラ翼に絡んだ垣網の幹ロープ及び付近の網が切断された後、機関を始動して玄界島まで自力で航行した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長は、本事故発生前、海上保安庁のホームページと沿岸域情報提供システム（MICS）で気象情報を見ていたが、本事故発生場所付近の定置網設置状況などの水路調査を行っていなかった。</p> <p>本件定置網は、船長が、以前、本事故発生場所付近を航行したときには設置されておらず、平成27年7月22日に新たに設置され、その東側には光達距離約4.5kmで毎4秒に1回黄色の閃光を発する標識灯3個が設置されていた。</p> <p>船長は、光の点滅を何個か見たが、定置網の標識灯の灯火とは思わなかった。</p> <p>船長は、本船の小さい画面のレーダーでは、定置網等を映像で捉えることができなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、月明かりに照らされた海面付近の状態が分かる状況であったが、定置網の浮き球等には気付かなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、玄界島北東方沖を南南東進中、船長が、本件定置網の存在を知らなかったことから、本件定置網に向けて航行し、本件定置網に損傷を生じたものと考えられる。</p> <p>船長が、航行海域付近の水路調査を行っていれば、本件定置網を避けることができた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、玄界島北東方沖を南南東進中、船長が、本件定置網の存在を知らなかったため、本件定置網に向けて航行したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・水路調査を適切に行って航行海域付近の障害物などを把握すること。</li></ul>
--	--

付図1 事故発生経過概略図

